

議第20号

損害賠償の額の決定について

令和元年10月21日、高山市千島町[REDACTED]で発生した配水管布設替工事に起因した濁水による設備の破損及び営業損失に関し、被害者へ次のとおり賠償金を支払うことについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び高山市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高山市条例第32号）第7条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

令和2年2月25日提出

高山市長 國島 芳明

記

損害賠償の相手方	損害賠償の額
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	2,389,492円